

4. 介護保険から給付される金額	4,815 円	5,940 円
5. 自己負担金額	535 円	660 円
6. 滞在費	430 円(915 円の内 485 円は補足給付)	
7. 食費	1,300 円	
自己負担金額合計 (5+6+7)	2,265 円	2,390 円

※負担割合が2割の方は、(6)自己負担金額が変わります

<従来型個室の場合>

利用者負担第1段階：例)生活保護受給者

1. 契約者の要支援度とサービス利用基本料金	要支援1 4,510 円	要支援2 5,610 円
2. サービス提供体制強化加算I	180 円	
3. 介護職員等処遇改善加算	660 円	810 円
4. 介護保険から給付される金額	4,815 円	5,940 円
5. 公費負担金額	535 円	660 円
6. 滞在費	380 円 (1,231 円の内 851 円は補足給付)	
7. 食費	300 円	
自己負担金額合計 (6+7)	680 円	680 円

利用者負担第2段階：例)年金80万円以下の者

1. 契約者の要支援度とサービス利用基本料金	要支援1 4,510 円	要支援2 5,610 円
2. サービス提供体制強化加算I	180 円	
3. 介護職員等処遇改善加算	660 円	810 円
4. 介護保険から給付される金額	4,815 円	5,940 円
5. 自己負担金額	535 円	660 円
6. 滞在費	480 円 (1,231 円の内 751 円は補足給付)	
7. 食費	600 円	
自己負担金額合計 (5+6+7)	1,615 円	1,740 円

※負担割合が2割の方は、(6)自己負担金額が変わります

利用者負担第3段階①：例)年金80万円超|20万円以下の者

1. 契約者の要支援度とサービス利用基本料金	要支援1 4,510 円	要支援2 5,610 円
2. サービス提供体制強化加算I	180 円	
3. 介護職員等処遇改善加算	660 円	810 円
4. 介護保険から給付される金額	4,815 円	5,940 円
5. 自己負担金額	535 円	660 円
6. 滞在費	880 円 (1,231 円の内 351 円は補足給付)	
7. 食費	1,000 円	

自己負担金額合計 (5+6+7)	2,415 円	2,540 円
------------------	---------	---------

※負担割合が2割の方は、(6)自己負担金額が変わります

用者負担第3段階②：例) 年金+その他の所得金額が120万円超

1. 契約者の要支援度とサービス利用基本料金	要支援1 4,510 円	要支援2 5,610 円
2. サービス提供体制強化加算 I	180 円	
3. 介護職員等処遇改善加算	660 円	810 円
4. 介護保険から給付される金額	4,815 円	5,940 円
5. 自己負担金額	535 円	660 円
6. 滞在費	880 円 (1,231 円の内 351 円は補足給付)	
7. 食費	1,300 円	
自己負担金額合計 (5+6+7)	2,715 円	2,840 円

※負担割合が2割の方は、(6)自己負担金額が変わります

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

- ① 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合
サービス利用料金表に定められた料金の金額が必要となります。
- ② 複写物の交付
ご契約者は、サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。
・1枚につき 40 円
- ③ 契約者が使用する居室料
契約者のご利用いただく居室を提供します。
・居室

居室	多床室	従来型個室	別料金表
居住費	915 円	1,231 円	
- ④ 契約者の食事の提供
契約者の栄養状態に適した食事を提供します。
・利用料金：1日あたり1,650 円
- ⑤ レクリエーション、クラブ活動
契約者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。
・利用料金：状況に応じて材料代等の実費をいただくことがあります。
- ⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費
日常生活品の購入代金等契約者の日常生活に要する費用で、契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。
- ⑦ 理髪・美容〔理髪サービス〕〔美容サービス〕
月に2回、理・美容師の出張による理髪サービス(調髪、顔剃、洗髪等)をご利用いただけます。
・利用料金：施設と業者で特別料金を契約しております。
- ⑧ 交通費
通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。
・利用料金：距離(km)×50 円(高速代金等は別途いただきます)
- ⑨ 電気代

- 電化製品(テレビ等)持込時には維持管理費をご負担していただきます。
 ・利用料金：1日につき10円

☆経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記の料金・費用は次のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア) 現金でのお支払い

イ) 下記の口座へのお振込

中兵庫信用金庫 丹南支店 口座番号 普通預金 0129969 口座名義 短期入所生活介護 施設長 山下和秀	丹波ささやま農業協同組合 西紀大山支店 口座番号 普通預金 7905190 口座名義 社会福祉法人和寿園 理事長 山本 喜代治
--	--

ウ) 口座振替払い

取扱金融機関 中兵庫信用金庫 各支店
 J A丹波ささやま 各支店

(4) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前々日までに事業者へ申し出て下さい。
- 利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前々日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日に申し出があった場合	当日の利用料金の50%
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の全額

- 介護保険給付の対象となるサービスの取消料については、上表の区分に従い自己負担額の50%もしくは全額となります。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所及び介護員の稼働状況により、契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

(5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

利用時の急な発熱、ケガ等につきましては、ご家族様に連絡します。通院が必要な場合は、ご家族様で対応をお願いいたします。

①協力医療機関

医療機関の名称	にしき記念病院(嘱託医)
---------	--------------

所在地	兵庫県丹波篠山市西谷 575-1
診療科	内科 整形外科 眼科 耳鼻咽喉科 心療内科 神経内科 皮膚科 (入院病棟有)

②協力歯科医院

医療機関の名称	小嶋歯科医院
所在地	兵庫県丹波篠山市立町 139-1

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申入れがない場合には、契約は更と同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第16条参照）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①契約者が死亡した場合 ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合 ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合 ④施設の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合 ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 ⑥契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。） ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|--|

(1) 契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間中であっても、契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の2日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合 ②事業所の運営規程の変更に同意できない場合 ③契約者が入院された場合（一部解約はできません） ④契約者の「介護予防サービス計画」が変更された場合（一部解約は出来ません） ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合 ⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合 ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。 ⑧他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|--|

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。